



歯科技工士業務従事者届
(令和4年12月31日現在)

富山県

氏名		性別	男・女	年齢	歳
住 所	都道 府県		区市 町村		
歯科技工士名簿登録	番 号	第 号			
	年 月 日	昭和・平成	年	月	日
業務に従事する場所	1 歯科技工所 2 病院又は診療所 3 歯科技工士学校又は養成所 4 事業所 5 その他				
	所 在 地				
	名 称				
備 考					

(注意) 1. 該当する数字を○で囲むこと。

2. 「業務に従事する場所」の欄は、2 以上の場所において業務に従事している場合は、その主たるもの一つについて記載すること。

3. 名称は各種法令の規定により届け出られた名称を使用すること。

4. 昭和 57 年 3 月 31 日までに免許を取得した者は、同日現在いずれの都道府県の歯科技工士名簿に登録されていたかを備考欄に明記すること。

(参考) 歯科技工士法 (昭和 30 年法律第 168 号) 第 6 条第 3 項

業務に従事する歯科技工士は、厚生労働省令で定める 2 年ごとの年の 12 月 31 日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年 1 月 15 日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。

就業地を所管する保健所長又は厚生センター所長に令和 5 年 1 月 16 日までに提出してください。

歯科技工士の業務従事者届記載要領

1. 氏名・年齢

歯科技工士名簿に登録されている氏名及び年齢（届出を行う年の12月31日現在における満年齢）を記入すること。

2. 性別

該当する性別を○で囲むこと。

3. 住所

現に居住している場所を記入すること。

4. 登録番号・登録年月日

昭和57年3月31日までに免許を取得した者は、同日現在いずれの都道府県の歯科技工士名簿に登録されていたかを備考欄に明記すること。

5. 業務に従事する場所

(1) 一般事項

①該当する数字を○で囲むこと。

②複数の場所で業務に従事している場合は、主たるものの一つについて記入すること。

(2) 業務に従事する場所の説明

①歯科技工所

歯科技工士法第2条第3項に規定する歯科技工所において業務に従事している者

②病院又は診療所

医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項又は第2項に規定する病院又は診療所に勤務する者であって、当該病院又は診療所において診療中の患者のための歯科技工の業務に従事している者

③歯科技工士学校又は養成所

文部科学大臣の指定した歯科技工士学校又は都道府県知事の指定した歯科技工士養成所において業務に従事している者

④事業所

①から③に該当しない事業所又は事務所（会社、工場、事業場、官公署、教育研究機関、その他の事業所又は事務所）において業務に従事している者

⑤その他

①から④に該当しない場所において業務に従事している者

(3) 所在地・名称

①所在地 現に業務に従事している場所について、その所在地を記入すること。

②名称 現に業務に従事している場所について、その名称を正確に記入すること